

## 鳥取県告示第85号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年4月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年2月13日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

1 申請のあった年月日

平成21年2月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人えがおサポートLeaf & CHUCHU

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

中村 幸恵

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市蚊屋316-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす親子が生き生きと笑顔で暮らせるために、「子育てしやすい街づくり」をテーマにして、子育て支援に関わる方々及び行政と共にサポートする場所を提供する。笑顔で子育てできる様、仲間づくりや地域交流などを通じて各種の子育て支援と共に次世代育成支援を行う。また、今課題とされるエコロジーや環境問題についても子どもの目線に合わせ伝える活動を行い家庭や地域の活性化に貢献することを目的とする。